

ユーザー利用規則

(平成23年 2月24日制定)
(平成23年 9月22日変更)
(平成27年 4月15日変更)
(平成27年 9月 7日変更)
(平成28年 9月14日変更)
(平成30年 9月25日変更)
(令和 2年 9月16日変更)
(令和 4年 9月13日変更)
(令和 4年 9月28日変更)
(令和 8年 9月 8日変更)

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日税連税法データベース（以下「当法人」という。）が、提供する税理士情報ネットワークシステム（以下「T A I N S」という。）を利用するに当たり必要な事項を本規則で定める。

第2章 利用者

(利用資格)

第2条 次の者はT A I N Sを利用する資格を有する。

- (1) 定款第7条に定める当法人の会員（運営規則第3条の暫定会員を含む。以下同じ。）
- (2) 特別会員 所定の申込みを経て、常務理事会の承認を受けた者

(利用者ID・パスワード)

第3条 当法人は、前条第1項各号に掲げる者（以下「会員」という。）に対し、T A I N Sを利用するためのID及びパスワード（以下「利用者ID」という。）を付与する。

2 前条第1項第1号の会員のうち税理士法人及び第1項第2号の会員のうち弁護士法人等に対しては、2つの利用者IDを付与し、当該法人の希望により、付与する

利用者 I Dを増やすことができるものとする。ただし、第 1 0 条に定める会費及び T A I N S の利用料金（以下「利用料金」という。）の支払期間の途中で利用者 I D の数を変更することはできないものとする。

（利用制限）

第 4 条 会員は、利用者 I D を第三者に使用させてはならない。会員である税理士法人及び弁護士法人等は、当該法人を退社した者に T A I N S を利用させないよう定期的にパスワードを変更するものとする。

（退会）

第 5 条 会員は、当法人を退会しようとする場合、退会しようとする月の末日までに、退会届の書面（運営規則様式第 3 号）を提出又は T A I N S 上の退会フォームから退会届を送信しなければならない。

2 当法人の会員のうち税理士会の会員でなくなった者は、当然に当法人を退会したものとみなす。

（変更届出）

第 6 条 会員は、登録内容に変更を生じたときは、7 日以内に当法人に届け出なければならない。

（アイコンの制限）

第 6 条の 2 会員は、自らの会員情報でアイコンを設定するにあたっては、次に掲げる画像をこれに使用してはならない。

- （1）著作権、登録商標、肖像権等、他者の権利を侵害するもの
- （2）他者を誹謗中傷するもの
- （3）その他、公序良俗に反するもの

（会員情報等の利用）

第 6 条の 3 当法人は、定款第 4 条の規定に定める事業に資するため、会員名簿及び会員の T A I N S 操作ログの情報を利用することができる。

（申込み入会の取消し）

第 6 条の 4 当法人は、事実と異なる入会申込みについて、この申込みを取り消すことができる。

（禁止行為）

第 7 条 会員は、T A I N S の利用にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならな

い。

- (1) クローラー、スクレイパー、ボット、スパイダーその他の自動化されたプログラム、ツールまたはスクリプトを使用して、T A I N S のコンテンツ（判決文、裁決文、概要、要点、分類情報その他一切の情報を含む。）を取得、収集、複製または保存する行為
- (2) 人間による通常の閲覧行為の範囲を超える態様で短時間に大量のコンテンツにアクセスする行為
- (3) T A I N S のサーバーまたはネットワークに過大な負荷を与える態様でアクセスする行為
- (4) T A I N S のアクセス制御措置を回避し、または迂回する行為
- (5) 前各号に掲げる行為を第三者に行わせる行為、または当該行為を補助もしくは容易にする行為

第3章 会費及び利用料金

（会費及び利用料金の支払い）

第8条 会員は、入会の翌月より第5条による退会の月まで会費及び利用料金を支払わなければならない。ただし、入会した月に退会する場合、1月分の会費及び利用料金は支払うものとする。ここでいう入会とは、次条第2項の規定により、T A I N S の利用が可能な状態になることをいう。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第2項の規定によりT A I N S の利用が停止されている期間については、会員は第11条に定める会費及び利用料金の支払いを要しない。

（支払方法）

第9条 会員は、会費及び利用料金を口座振替又はクレジットカード決済により当法人に支払うものとする。

2 当法人は、会員が口座振替又はクレジットカード決済の利用手続きを完了したことを確認した後、当該会員に付与した利用者IDでT A I N S の利用が可能になるよう措置を行う。

3 当法人は、会員から送られた口座振替依頼書を受領したとき、口座振替の利用手続きが完了したものとみなす（以下この章において同じ。）。

（支払期間）

第10条 会員は、会費及び利用料金の支払期間について月払い又は年払いのいずれかを選択することができる。ただし、会費及び利用料金に未納がある会員及び支払方法が郵便振替の会員については、年払いを選択することはできないものとする。

- 2 当法人は、会員より会費及び利用料金の支払期間を月払いから年払いに変更する申し出を受け付けた場合、その翌月に次条で定める会費及び利用料金の年額を当該会員に請求する。ただし、当法人が当該会員の口座振替又はクレジットカード決済の利用手続きの完了を確認していない場合は、これらの手続きの完了を確認した翌月に会費及び利用料金の年額を当該会員に請求するものとする。
- 3 会員は、会費及び利用料金の支払期間を年払いから月払いへ変更しようとする場合、年払い期間終了月の20日までに当法人に書面又はT A I N S上の会員情報の変更フォームから申し出るものとし、これにより年払い期間終了月の翌月から月払いに変更する。

(会費及び利用料金の額)

第11条 会員が支払う会費及び利用料金の額は、次のとおりとする。

	月 払 い		年 払 い	
	会費（1利用者ID当り）	利用料金（1利用者ID当り）	会費（1利用者ID当り）	利用料金（1利用者ID当り）
第2条第1項 第1号の会員	月額 1,000 円	月額 926 円（税別）	年額 12,000 円	年額 9,260 円（税別）
第2条第1項 第2号の会員	—	月額 2,778 円（税別）	—	年額 33,334 円（税別）

- 2 当法人は、退会者又は第6条の4の規定で入会を取消した者が既に支払った会費及び利用料金については返還しないものとする。

(利用停止)

第12条 当法人は、会費及び利用料金の支払いを3月間行っていない会員に対し支払いの督促をした上、なお1月以上支払いのない場合にはT A I N Sの利用を停止する。

- 2 当法人は、会員が第7条各号に掲げる禁止行為を行った疑いがあると認めるときは、当該会員に対し次条に定める弁明の機会を付与した上で、会長が利用停止を相当と認めたときは、当該会員のT A I N Sの利用を停止することができる。
- 3 前項の措置は、定款第11条に基づく除名手続きの開始を妨げるものではなく、また、当法人が当該会員に対して損害賠償その他の法的請求を行う権利を妨げるものでもない。

(弁明の手続き)

第12条の2 当法人は、前条第2項の規定又は定款第11条第4項の規定により弁明の機会を付与するときは、当該会員に対し、禁止行為又は除名事由に該当すると認めた事実の内容及び弁明の期限を書面により通知するものとする。

- 2 当該会員は、当法人が定める期間内に書面により弁明することができる。
- 3 当該会員が前項の期間内に弁明をしないときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

第4章 雑 則

(免責)

第13条 当法人は、T A I N Sの利用により生じた、又は利用できなかったことにより生じた会員又は第三者の損害に対して、責任を負わないものとする。

(引用)

第14条 会員がT A I N Sに収録された税務情報等を出版物等において引用等を行う場合は、T A I N Sが出典であること及びそのT A I N Sコードをその出版物等の中に記載しなければならないものとする。

(著作権、商標等の私的利用限定)

第15条 T A I N Sに収録されている又は表示される情報、文章（判決文、裁決文を除く）、画像、ソフトウェア等一切の著作物に関する著作権は、日本税理士会連合会及び当法人並びに当法人への情報提供者に帰属するものであり、会員は、著作権法で認められた私的利用若しくは内部利用目的でのみ、T A I N Sを通じて入手した資料を利用することができるものとし、当法人の許可なく、資料を複製し、公衆送信し、出版（前条の場合を除く）し、頒布する等、私的利用若しくは内部利用目的の範囲を超えて利用することはできないものとする。

- 2 T A I N Sに収録されている又は表示される情報、文章、画像、ソフトウェア等（以下「コンテンツ」という）を営利目的で利用することを禁止する。
- 3 前項により禁止される利用行為には、コンテンツを専ら情報解析の用に供するための、人工知能、機械学習モデル、大規模言語モデルその他のA Iシステムの学習データ、ファインチューニングデータまたは検索拡張生成（R A G）における知識ベースとしてのコンテンツ利用を含むものとする。
- 4 T A I N Sで使用されているロゴマーク、キャラクターは、当法人の登録商標であり、会員は私的利用又は内部利用目的以外で無断に利用することはできないものとする。
- 5 会員は、前4項に反する行為を第三者に行わせることはできないものとする。
- 6 会員は、T A I N Sからダウンロードしたデータを会員が保有する端末又は記憶媒体に保管し所持することができるが、その権利は会員に譲渡されるものではなく、日本税理士会連合会及び当法人並びに当法人への情報提供者に帰属する。

(改廃)

第16条 この規則を改廃しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。
ただし第11条の規定の変更については、社員総会の承認を要するものとする。

附則

- 1 この規則は平成23年2月24日から施行する。
- 2 税理士情報ネットワーク全国ユーザー会解散時における特別会員は、本規則第2条(2)に規定する利用申込みを経ずに、利用者となるものとする。

附則(平成23年9月22日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日に遡って適用する。

附則(平成27年4月15日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月15日から施行する。

附則(平成27年9月7日)

- 1 この改正規定は、平成27年9月7日から施行する。

附則(平成28年9月14日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月14日から施行する。

附則(平成30年9月25日)

- 1 この改正規定は平成30年12月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、施行日以降に入会の申込みをした会員に適用するものとし、施行日より前に入会の申込みをしている会員については、なお従前の例によることができる。

附則(令和2年9月16日)

- 1 この改正規定は、令和2年9月16日から施行する。

附則(令和4年9月13日)

- 1 この改正規定は、令和4年9月13日から施行する。

附則(令和4年9月28日)

- 1 この改正規定は、令和4年9月28日から施行する。

附則（令和 8 年 9 月 8 日）

- 1 この改正規定は、令和 8 年 9 月 2 5 日から施行する。